

広島県立びんご運動公園民間活力導入事業
特定公園施設に関する建設・譲渡契約書（案）

広島県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、広島県立びんご運動公園民間活力導入事業基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、特定公園施設の建設・譲渡に関して、次のとおり特定公園施設に関する建設・譲渡契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約で定義されていない用語の定義は、基本協定書で定義された意味を有するものとする。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、令和〇年〇月〇日に締結した基本協定書を遵守するものとする。
- 2 乙は、令和〇年〇月〇日までに、全ての特定公園施設の整備を完了し、その引渡しを行うものとする。
- 3 甲は、第1条前項の特定公園施設の引渡しに関し、基本協定第〇〇条に規定する完了検査を実施し、乙が整備する特定公園施設が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき施された事に相違ないことを確認し、引渡しを受けるものとする。
- 4 甲及び乙は、協議により、引渡し日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

- 第2条 特定公園施設の譲渡の対価は〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税 金〇〇円）とする。

（特定公園施設譲渡価額の支払）

- 第3条 乙は、第1条第2項により特定公園施設を甲に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から〇日以内に特定公園施設の譲渡の対価として、第2条に定めた金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

- 第4条 甲は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、請求日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払いの遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

（秘密保持）

- 第5条 甲及び乙は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

（本契約の変更）

- 第6条 本契約を変更する必要があるときは、甲及び乙の書面によりこれを定めるものとする。

（協議事項等）

第7条 特定公園施設の譲渡に際して、本契約及び基本協定書に定めるものを優先し、その他の事項については、広島県建設工事請負契約約款、その他関係法令の定めるところによるものとし、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第8条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。また、本契約に関する紛争については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯崎 英彦 ⑨

乙 〇〇市〇〇町〇番地
〇〇〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑨